

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について

2020年3月19日
株式会社パルシステム電力

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

3月14日に、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が施行されたことに伴い、株式会社パルシステム電力は、経済産業省より電気料金に関する特別措置について要請※1を受けました。これを受け、当社は、生活に影響を受けられている組合員等からお申し出を受けた場合に、下記のとおり、電気料金の特別措置を講ずることといたします。

1. 特別措置の内容

【パルシステムでんき4月・5月・6月検針分の電気料金の支払い期限を原則1ヵ月延長いたします。】

- ・支払い期限延長起算日は2020年3月19日とし以後の電気使用料金について延長対象といたします。
- ・申告をいただきましたら、該当月の請求料金を翌月請求へ変更します。
- ・請求を1ヵ月延長した場合、翌月請求は2ヵ月の請求額になります。
- ・請求書反映の締日以降に連絡があった場合は、翌月の請求を1ヵ月延長とします。

2. 特別措置の申告方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付(3月25日受付開始)※2」を受けている組合員からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

3. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター
0120-868-106
受付時間: 月曜 ~ 土曜 9:00 ~ 17:00

※1 経済産業省からの要請について詳しくは[こちら](#)(経済産業省ホームページ)からご確認ください

※2「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは[こちら](#)(厚生労働省ホームページ)からご確認ください。